

2015 年度厚生労働科学研究海外調査報告（3）

ベルギーのフランス語共同体の

養子縁組あっせん制度と実務に関する研究

菊池 緑 （養子と里親を考える会）

はじめに

ベルギーはヨーロッパ中央に位置し、1830年にオランダの支配から独立した人口およそ1120万人の立憲君主国であるが、1970年から89年にかけて行なわれた国家構造改革によってフラマン（オランダ語）共同体（人口612万¹）、ワロン（フランス語）共同体（344万）、ブリュッセル首都2か国語地区（103万）およびドイツ語共同体（6万）から成る多言語、多文化、多民族による連邦制の国である。共同体は、スイスのカントン、米国の州に相当する行政的な自治権を保障された自治領である。

ベルギーの養子制度は、かつてフランスの支配下にあった時代から、ナポレオン法典を起源とし、子どものない家族のために成人を養子とし、家名と財産の継承を目的とする制度として受け継がれてきた。だが、第二次世界大戦が始まった1940年に戦災孤児を救済する目的で未成年養子制度を導入した。その後、1969年に完全養子制度が創設され、以来、18歳未満の子どもの養子縁組は、実方家族の法的関係を断絶する完全養子縁組 *adoption plénière* と従前の親子関係を維持する単純養子縁組 *adoption simple* の二本建の制度が施行されている。

ベルギーは1991年に国連の子どもの権利条約に批准し、さらに1993年のハーグ条約の「国際間養子縁組に関する子の保護と協力に関する条約」（以下ではハーグ条約とする）に1998年に署名し、7年後の2005年9月1日にその批准した。その間、条約の批准を目指して養子法の抜本的改正が法務省を中心に取り組んで²、2003年4月24日の養子縁組改正法を公布し、2007年4月1日に養子縁組関連法（改正民法、司法手続法、刑法、児童保護法、国際私法）が施行された。この連邦法をもとにフラマン共同体は養子縁組に関するデクレおよびアレテ（共同体の法律と政令）を2003年に改正、フランス語共同体政府は、2004年に改正した。その後、ブリュッセル首都2か国語地区はフランス語共同体と連邦化したことで、フランス語共同体のデクレで領内の養子縁組は規制されている。

ベルギーの養子法は、2007年に施行された改正民法において国内養子法と国際養子法を定め、第I章の国内法では、単純養子縁組と完全養子縁組に共通する規定と二制度に特有な規定に分け、年齢、適性、同意等を含む養子縁組の要件、新たな養子縁組（再養子縁組）および再審と養子縁組解消（離縁）の条件、あるいは養子縁組の効果を定めている。

¹ 各共同体の人口は2007年調査による。

² 2001年。拙稿「ベルギーの新しい養子縁組サービス」民商法雑誌138巻4・5号、513～546頁、2008年。

第Ⅱ章の国際法では、国際私法の特別規定、国際的移動を伴う外国から来る子どもの非親族間養子縁組および親族間養子縁組の要件と手続、ベルギーから外国の養親家庭へ行く子どもの要件と手続の規定を定めている。そして、受入国としてベルギーが行なう養子縁組に関係する子どもの保護および外国において決定された養子縁組の承認、国際間養子縁組の効果と身分登録に関する行政手続等を規定している。(資料1：改正民法)

以下では、フランス語共同体とブリュセル首都 2 か国語地区連邦における養子縁組あっせんに関する基本的制度と実践手続および統計的現状を主に現行民法およびフランス語共同体の 2004 年のデクレ³とアレテ⁴および 2013 年度の共同体中央当局の活動報告をもとに、海外調査班の共通質問項目にしたがって、情報を整理し報告したい。

1. 養子縁組あっせんに関する基本的制度

1) 養子縁組の原則

民法では、「全ての養子縁組は、正当な理由によらなければならない。子どもの養子縁組はその最善の利益および国際法が認める基本的権利を尊重しなければならない」(344-1 条)と定めている。法務省は、その国際間養子縁組のガイドの序文で次のようにも述べている。「養子法の目的は、子どもの最善の利益とその基本的権利を保証することにある。子どもは安全と幸せ、そして理解ある雰囲気のある家庭に迎えられなければならない。」

ここで原則としている基本的権利を、ベルギーの法律学者 Isabelle Lammerant は、ヨーロッパ人権法廷およびハーグ条約委員会が判例等から導き出された家庭外に託置されている子どもとその家族の状態と養子縁組計画における子どもとその家族の権利の観点から以下のように挙げている⁵。

- ① 出生時から子どもとその親の家族的生活が保護される権利
- ② 父母がその子どもの将来計画を立てる責任と権利
- ③ 家族生活に関わる決定のプロセスに参加する子どもと親たちの権利
- ④ 家庭外託置に対して異議を申し立てる子どもと親たちの権利
- ⑤ 家庭外託置を予防する国の役割
- ⑦ 全ての強制的な親子分離は家族生活への重大な介入によって行なわれる
- ⑧ 託置する場合は、国は子どもの再統合に役立つすべての措置を実行する義務を負う
- ⑨ 託置期間中に実際に家族関係を維持する実親および子どもの権利

他方、フランス語共同体デクレは、養子縁組の一般的原則を次のように述べている。「養子縁組は第一に子どもに家族を与えるものであり、家族に子どもを与えることではな

³ Décret relatif à l'adoption de la Communauté française(2004 年公布, 2005 年,2013 年改正、2014 年 2 月施行)

⁴ Arrêté du gouvernement de la Communauté française du 8 mai 2014 relatif à l'adoption

⁵ Isabelle Lammerant, L'ADOPTION ET LES DROITS DE L'HOMME DROIT COMPARE. P.704 Bruylant, 2001

い。本デクレでは、養子縁組の代替性 *subsidiarité* の原則⁶および国際間養子縁組では、二重の代替性の原則を尊重し、フランス語共同体のデクレの適用範囲で以下の観点から実務を促進することに配慮する。

- 1° 当事者（子どもと実方家族、養父母および養方家族）それぞれを尊重する。
- 2° わが子を養子縁組に委ねる実親への寄り添いの質を高める
- 3° 一人ひとりの子どもに永続的な人生計画を立てる
- 4° 養子となる子どもの可能性を質的に評価する
- 5° 自己の養子縁組計画に子どもの準備と参加を確保する
- 6° 特別なニーズをもつ子どもの養子縁組に適用される方法を支援する
- 7° 養子縁組機関の専門職化 *professionnalisation* を推進する
- 8° 国際間養子縁組では、出身国と共に真の共同責任を果たすことを確保する
- 9° 養親志願者に対する情報提供、準備研修および手続期間中の寄り添い *Accompagnement* の質を高める
- 10° 養親志願者の適性 *aptitude* を知るために質の高い評価を実現する
- 11° 養子縁組が可能な子どものニーズを中心にして応募者を審査する
- 12° 個別にマッチングを行なうことを促進する
- 13° 縁組後の予後調査 *suivi* と寄り添いの質を高める
- 14° 養子縁組費用を明らかにし、国際間養子縁組の悪弊を阻止することに役立つフランス語共同体は、これらの実務を定期的に評価し、養子制度の恒常的改善を図るものとする。」(デクレ1条)

このようにフランス語共同体は、養子縁組の実務における配慮すべきことをまず明確にしている。なお、冒頭の国際間養子縁組の二重の代替性の原則を共同体中央当局の代表 **Didier Dehou** らは、「それは、まず、子どもは自国においてできるだけ養子縁組することである。そしてまた、子どもの出身に可能な限り近い文化的、言語的、宗教的環境において養子縁組できるように援助することである」⁷ と述べている。

2) 養子縁組のあっせんとはなにか？

◎実務体制

ベルギー民法は、養子縁組介入者について、「いかなる者も、権限ある共同体からその目的のために仲介者として事前に許可されなければ、養子縁組に介入することはできない」(352条)と定めている。

フランス語共同体では介入者の条件を「営利を目的としない民間法人 *Association*

⁶ 国際養子縁組の代替性とは、子どもの権利条約 21 条の b に示された「子どもがその出身国内において里親または養親家庭に委託されるか、またはその他の適切な監護を受けることができない場合に、これに代わる手段として国際養子縁組を考慮することができる」ということである。

⁷ **Didier Dehou, Beatrice Bertrand, *L'adoption internationale en Fédération Wallonie-Bruxelles.***
www.diplomatie.gouv.fr/fr/IMG/pdf/intervention_Mme_BE

又は公法の法人」(デクレ 13 条) とし、個人による仲介を認めず、違反者に刑事罰を定めている。また、養子縁組実務を行政組織に認めず、共同体政府が許可した認可団体 (Organismes autorisés pour Adoption(O.A.A.) と定め、その活動を監督指導し、調整する権限を共同体中央当局 (Autorite centrale communautaire, 略して A.C.C.) を設置している。フランス語共同体の A.C.C.は、Direction générale de l'aide à la jeunesse (児童援助総合当局) 内の養子縁組局の中に設置され、各種の児童援助の措置を決定する他の諸機関と連携が容易な機関の中に設置されている。仏語共同体中央当局 (A.C.C.) には、現在、代表 1 名、法律家 2 名、ソーシャルワーカー 6 名、書類ファイル担当者 4 名 (内 2 名はソーシャルワーカー、1 名は心理士、1 名は翻訳家) が配置されている⁸。

その他に、国際養子縁組の分野で国を代表する機関として連邦中央当局 (ACF) が法務省連邦民生局の中に設置されている。ACF は、主に、外国で成立した国際間養子縁組の決定をベルギー法に基づいて承認する役割が与えられている。また、外国の養親志願者から受ける養子縁組の申請を受ける窓口として、国内において受入れる養親のない子どもの国際間養子縁組を促進する役割を A.C.C.と連携して、養子縁組の全国統計は連邦民生局において収集され、作成されている。

養子縁組あっせんの課程でどのような実務が行なわれるのかということは、前述したデクレ 1 条の実務方針から推測することもできるが、実務として重要なことに、情報提供と情報収集がまず挙げられる。情報提供では、ベルギーでは養親の準備研修にとくに力が入れられていて、20 時間以上の研修と個別的面接が養親志願者に義務づけられている。情報収集では、子どもとその家族および養親に関する情報が社会的面だけではなく、心理的、医学的観点からも集められ、書類ファイル (一括書類) として管理・保管することが O.A.A. の重要な仕事とされている。

実親の決断を待って行なわれる親が与える養子縁組の同意および実親による委任状を機関が受けると、「子どもに関する報告書」の作成が O.A.A.の仕事となる。それをもとに A.C.C.又は児童裁判所が子どもの養子縁組の可能性を決定すると、それが養子縁組計画を開始できる GO サインとなる。

ベルギー法では、養子縁組の確定まで、日本と同じように、親権が実親にある。したがって実親への寄り添いは少なくとも養子縁組が確定するまで、丁寧に行なわれる。そうすることで同意の撤回が防げると考えられている。たほう、養親志願者の適性を確認することが養子縁組の破綻を予防するうえで重要なことと考えられている。

適性調査は個々の養子縁組機関が行なうだけではなく、ベルギーでは、児童裁判所の命令で A.C.C.が面接調査を行ない、その結果を裁判所が評価し養親の適格性を事前に決定している。他方、個々の子どものマッチングは、国内養子縁組においては、O.A.A.の中心的な任務としている。そのために養親家族に関する家庭調査は O.A.A.の多職種チームによ

⁸ Rapport d'activité de ACC de Communauté française en 2013, p.13

って心理的、社会的および医学的観点から行なわれる。

国際間養子縁組に関する実務では、O.A.A.は外国の権限ある機関に養子縁組に関する情報を申請書類と共に送付し、出身国が選んだ子どもとのマッチングをその国の特定された機関が行なっている。そのため、O.A.A.は、志願者の養子縁組計画を養親志願者と共に検討し、養親のプロフィールがよくわかる書類を作成することがその仕事となる。通常、養親志願者が機関に登録されると、4、5年以上マッチングの行なわれるのを待機しなければならない状態があり、O.A.A.は待機中の養親志願者の定期調査と研修が行なわれる。

外国から委託できる子どもの提案があり、その受入を養親後者が合意するとき、養子縁組の手続きは、出身国において行なわれることが多い。従って、養親後者が子どもの出身国へ渡航して現地で養子縁組手続が行なわれるため、渡航前の準備と渡航後の現地における手続きを支援するため、O.A.A.の現地の派遣員の寄り添いが行なわれている。派遣員は現地で採用され、研修を受けた2か国語の堪能な者がその仕事を行なっている。

養子縁組後の予後調査と支援もO.A.A.の仕事となる。養子縁組のすべての手続きが完了した後も、養子や家族から任意の相談を受けて、心理相談や個人情報開示に関する相談に応じている。

このようにベルギーでは、いわゆる養子縁組あっせんとは、18歳未満の子どもの養子縁組を子どもの最善の利益と基本的権利を保障する制度として、共同体政府が養子縁組機関に義務づけている任務を多職種チームを組織する機関が行なう一連の養子縁組手続きあるいは養子縁組のケースワークということができるだろう。

3) 養子縁組あっせんの対象となる養子縁組の種類

ベルギーでは、18歳未満の子どもの養子縁組に単純養子縁組と完全養子縁組を父母が選択し、裁判所が決定する(民法343条§2)。完全養子縁組は司法手続の申請時に18歳未満の未成年者に適用され(民法355条)、単純養子縁組には、養子の年齢を定めていない。

完全養子縁組は非親族間の養子縁組が多数を占め、O.A.A.の援助の対象とされている。

他方、単純養子縁組は配偶者を含む親族や知人による場合がほとんどを占め、国内の親族間養子縁組は、O.A.A.の援助の対象とされていない。ただし、国際間で行なわれる配偶者や親族による養子縁組は、A.C.C.が審査し、承認された場合に支援が行なわれている。

フランス語共同体のアレテ1条によれば、国内で行なわれる親族間養子縁組には、養親の配偶者または同棲者、三親等内の親族が含まれる。その他にすでに子どもと日常生活を共にしているか、社会的および情緒的関係のある子ども養子とする場合は、親族間養子縁組として扱われる。他方、国際間養子縁組では、養親となる者が四親等内の親族関係のある場合、あるいは配偶者又は同棲者の子どもと縁組する場合は、たとえ養親が死亡していても、親族間養子縁組として扱っている。その他に、その子どもと日常生活を継続的に共にしてきた子どもの養子縁組は、親族間養子縁組として扱われる。(民法360-2条、365-6条、アレテ1条の9)。

1993年の調査では、認容された単純養子縁組は、全国で337件(37%)、完全養子縁組が637件(63%)と完全養子縁組の比率が高い。⁹

2. 養子となる子どもとはどんな子どもか？

ベルギーでは、フランスのように養子縁組が可能となる子どもの条件を法律で明記していない。ただし、同意の条件を定めた民法348条以下の規定から以下のように推測することができる。

- ①父母が養子縁組に同意した子ども
- ②父母の一方が養子縁組に同意した子ども、他の一方が意思を表明できないか、行方不明または不在を宣告された場合
- ③父母の一方のみに親子関係が確立している子どもで、母又は親が養子縁組に同意している場合
- ④後見人又は特別後見人が養子縁組に同意した子ども：これには親子関係が確立されていない子どもや棄児、父母が死亡している孤児、あるいは両親が行方不明または不在が宣告されている子どもが含まれている。O.A.A.が介入する子どもには、このタイプが多いと言われている。
- ⑤そのほかに、個人または居住施設に保護されている子どもで、実親と子どもの交流がない場合、訴訟的な養子縁組手続によって後見人の同意を得て養子縁組が可能になる子どもがいる。¹⁰
- ⑥子どもの出身国によって国際間養子縁組の対象となされた外国の子ども。主に親権者又は後見人の同意のある子どもと親の親権を剥奪された子どもが多いと言われている。
- ⑦配偶者の子ども又はその養子、その他に単純又は完全養子縁組再審又は養子縁組解消後、新たに養子縁組の対象となる子どもがいる。

3. 実親の相談と支援

実親又はその家族からの新生児の養子縁組の相談には、妊娠中から受けるものと出産後受ける相談がある。ベルギーにはフランスのように匿名出産制度がないので、匿名を希望して養子縁組をしたいと考える場合、隣国フランスで匿名を申請して出産し、子どもを認知せず、養子縁組をする女性がいると言われるが、実態は不明である。

民法では、養子縁組手続きを次のように定めている。

⁹ Isabelle Lammerant, 前掲書, p. 281

¹⁰ Isabelle Lammerant, 前掲書 405-406 頁

1) 同意前に行なうべき情報提供：

「父母は、養子縁組に同意する前に養子縁組および同意後の影響に関する情報を裁判所または関係する社会機関から受けなければならない。その情報には、とくに、法律またはデクレが保障する家族および父母の権利、独身又は二人の養親およびその実子の権利、そして社会的、金銭的、心理的問題とその状態で生じるその他の問題を解決する援助機関に関する情報を含む。」(民法 348-4 条)

フランス共同体では、「国内養子縁組においては、民法 348 条が対象とする生まれた子ども又は生まれようとする子どもの実親への事前の情報提供は、養子縁組認可機関によって確保される」とし、「養子縁組に代わる養護の方法、養子縁組の法律的效果および心理的影響に関する情報を親たちへ提供することに留意する。機関は、親たちが特別援助機関へ行くことも指導できる」と定めている。(デクレ 16-1 条)

2) 実親から機関に対する委任状の受理、実親への寄り添い

「実親が、子どもを養子縁組に委ねる意向を固めたとき、その目的をもって養子縁組機関に文書で委任する」。それを受けて、「養子縁組機関は、養子縁組に関する法律および行政的手続を取るために、必要な援助を手続期間中に行ない、手続が完結した後も心理的に親たちを支援する。」(デクレ 16-1 条) と定めている。

3) 子どもの保護と《子どもに関する報告書》の作成

委任される子どもが新生児の場合、法律は同意を禁止する生後 2 ヶ月間は、乳児院に措置されている。その間、O.A.A.は《子どもに関する報告書》を共同体政府の定めるモデル¹¹にしたがって作成する。報告書には、子どもと実親本人に関する情報、子どもの健康およびその心理的社会的状態、現在の生活環境、子どもの特別なニーズ、そして養子縁組手続を開始することが承認される法的資格(例、親の同意、裁判所の決定、司法保護又は青少年援助機関による決定等)を記入する。

この報告書をもとに O.A.A.は養子候補児の特徴やニーズに応える養親志願者を探し(16-2 条§2)、選ばれた養親志願者に子どもを委託する前に、《子どもに関する報告書》を A.C.C.へ送付する。それを受けて、A.C.C. は、養親の選定が法律的に正しく行なわれているかどうか、法律的、心理的、社会的にその子どもに養子となる可能性あるかどうか審査し、養子縁組前提の委託に合意するという手続きを定めている(デクレ 31 条§2)。

4) 養子縁組認可機関(O.A.A.)による実親と子どもに対する実務例

A. 国内養子縁組の場合

フランス語共同体には、国内養子縁組の仲介を許可された O.A.A.が 3 機関ある。O.N.E.-Adoption と Service d'adoption Thérèse Wante 及び Emmanuel Adoption である。

¹¹ 2014 年 5 月 8 日のフランス語共同体の政府の養子縁組に関するアレテの付則 4 に報告書のモデルが示されている。

O.N.E.-Adoption は、Office de la Naissance et de l'Enfance とされる日本の保健所に近い機能をもつ組織の中に設置され、その領内で生まれた新生児と年少の子どもの養子縁組に介入している。Adoption Thérèse Wante も新生児および地区の措置機関から委任される比較的年齢の高い子どもの養子縁組に介入している。Emmanuel Adoption は、国内及び外国から来る子どもで、ハンディキャップのある子どもに養親を探すことをその任務としている。そのような子どもを A.C.C.から委任されることもある。

これらの機関の仕事を紹介する 2008 年の資料¹²から、それぞれの機関による実親と子どもに関する実務の流れを次に見ることにしたい。

a) Adoption Thérèse Wante の実親と子どもに関する実務

[新生児の場合]

○実親に対して

- ・妊娠中から相談を受けるときは、妊婦の情報を外部機関へ提供し、そのよる医療的、心理的、行政的寄り添いが開始されるのを支援する。
- ・出産の時に養子縁組に関する情報を提供し、親が引き取れない子どもを医療施設または親から引取る。
- ・養子縁組の同意が形成されるのを待って、手続的な支援を実親に対して行なう。同意は出産 2 か月後でなければ、親は与えることができない。その同意は、公証人または調停判事の前で表明し、同意証書が作成される。
- ・司法手続の行なわれている間、機関は実親をフォローする。
- ・縁組後、家族から要請があれば、その相談に応じる。

○子どもに対して

- ・新生児であれば、子どもは乳児院へ託置する。
- ・新生児を心理的・医学的にフォローする。年齢のより高い子どもであれば、子どもを預って養育している関係者と連携を図る。
- ・一時保護期間中は、定期的に施設を訪問し、子どもを観察し、その生い立ちとその養子縁組計画に関する情報を収集する。面会に来る養親候補者を子どもがどう思うのか、その意見も聴く。
- ・最初の子どもと養親の接触のときは、面接中子どもに寄り添う。
- ・司法手続が続いて間、子どもをフォローする。
- ・養子縁組成立後の相談では、情報提供、心理的援助、ルーツ探しに対応する。
- ・実親家族に関する情報および養子縁組の影響に関する情報を収集し、子どもの歴史に関する情報を将来本人に開示できるように書類ファイルを作成する。

¹² フランス語共同体中央当局が準備研修受講者に渡す資料集、2008年2月版 Version de fevrier 2008 の中の養子縁組機関の紹介

b) ONE-Adoption の実務に関する方針と姿勢

この機関は、「養子縁組に関する任務は、一時的な介入ではなく、継続的なチームによる寄り添いと考えている。チームは相談者の民族や社会環境を差別することなく対応し、出産前後に生みの親とその家族に寄り添い、養子縁組について親たちが熟慮することを配慮する。最終的に、機関が提案する養親に実親の同意が得られるとき、養子縁組手続を進めている。新生児は、最低 2 ヶ月間、乳児院で保護される。その間、乳幼児専門の保母 *puéricultrice* と緊密な関係を維持しながら、芽生えてくる子どもの特徴と人格を注意深く把握し、《子どもに関する報告書》を作成する」と述べている。

c)ハンディキャップのある子どものための養子縁組機関による実親と子どもへの援助

Emmanuel Adoption は、身体障害、視聴覚障害、精神障害及び慢性疾患のある子どもに養親家族を探すことを任務として、「全ての人への愛情と尊厳、自然死に対する理解を尊重して」、以下の方針と方法を掲げて事業を実践している：

- ・遺棄された障害のある子どもを出生時に 又はできる限り早期に養子縁組によって家族を与える目的で保護する。
- ・ハンディキャップがあるために養子縁組が不可能と言われる子どもの養子縁組を可能にする。その養子縁組を促進する目的で、子どもの医学的および法律的調査書類を整理してもらう。
- ・適性ある家族を開拓するために、養子縁組の多様な側面と家庭生活を総合的に理解できるように、子ども一人ひとりに応じた特別な準備研修を実施する。
- ・家族が希望するとき、その家族を支援するために友好的に結ばれた実際に存在する機関や人々の連絡網への参加を勧め、精神的、物質的、法律的プランを立てて援助する。
- ・これらの子どもの養子縁組を可能にするために、ベルギー又は外国のあらゆる機関及び養子縁組機関の協力を得る。

○実親への支援

Emmanuel Adoption は、ベルギーで生まれる又は生まれた子どものハンディキャップに向き合っている実親の問題に介入し、その苦悩や疑問を語り合い、寄り添ってハンディキャップに関する客観的情報を可能な限り提供する。同じようなハンディキャップをもつ家族と交流し、日常的影響を話し合う機会を提供する。最終的に実親が選択したことや決定が何であれ、親たちが必要とする時間をかけて、選択するまで寄り添い、その実行が可能となるように親たちを援助する。必要があれば、他の援助機関を紹介するために親たちに寄り添う。

○子どもに対する支援

子どもが生まれる前から受ける相談では、親たちが産院を退院するとき、子どもを家に引取れない場合は、《transit 家庭》へ子どもを委託することを提案する。この特別な短期受入家庭は、機関が独自に募集し、スーパーバイズする。transit 家庭は子どもに愛情ある

安定した環境を与えると共に実親側に引取りの準備が行なうときは、引取りの方向で寄り添い、最終的に分離し養子縁組の準備を必要とするときには、養子縁組の方向で寄り添う。

すでに居住施設に託置されている子どもの相談を受けるときには、子どもを観察するために施設を訪問し、その心理的医学的社会的情報を施設チームの協力を得て収集する。養子縁組が可能な場合には、《transit》家庭または施設のチームの協力を得て子どもの養子縁組の準備をする。

外国から来る子どもは、マッチング前に子どもに関する完全な情報を得られる出身国の子どものみを受入れて支援する。それらの国には、アルメニア、フランス、インド、ポーランド及びタイが挙げられている。例えば、フランス来る子どもは、ベルギー法務省統計では、過去 2005～2015 年の過去 10 年間に 104 人のフランスの子どもの国際間養子縁組が記録されている。

B. 国際間養子縁組に介入する機関の子どもと実親への支援：《LARISA》の場合

ワロンブリュッセル連邦には、国際間養子縁組の仲介を許可された養子縁組機関が 6 機関ある。その 1 つ《LARISA》では子どもと実親への支援を次のように述べている。

○子どもに対して

- ・出身国とのつながりを確保する
- ・代替性の原則を尊重し、子どもが本来の家族の中で育てられることを優先することになっているが、出身国においてその子どもに満足できる解決策見いだせないとき、出身国の決定によって国際間養子縁組の対象となった子どもを受入れる。

○生みの親に対して

- ・可能なら、親たちの家族計画に関して具体的かつ客観的な援助を提供する。
- ・その地方の家族援助計画を支援する。

このように実親から受ける相談では、国内養子縁組では、実親への情報提供と子どもの情報収集を重視している。国際間養子縁組では、その実務は出身国において行なわれる。

4. 養親希望者からの相談と実務

1) 情報提供と準備研修

養子縁組に関する一般的情報の普及は A.C.C. が、ホームページを活用し、国内および外国の養子縁組制度と手続を詳細に紹介している。

A.C.C. は養子縁組を希望者への準備研修を企画し、その申込を受けると、養親の法的要件を確認後、書類ファイルを開設する。(デクレ 21 条§2)、研修受講後、A.C.C. より受講終了証を交付され(デクレ 28 条)。18 ヶ月のその有効期限内に養子縁組計画を立てて、希望する O.A.A. へ養子縁組計画の援助を申し込む。

2) 機関と養親志願者の援助契約

O.A.A.は機関の行なう養子縁組に関する業務について希望者に情報を提供し、申し込みを受けると、その申し込みを提出書類と面接等によって審査する。受理を決定した場合、2013年から養親志願者と援助契約を結ぶことが定められた(デクレ31条の§1)。契約書には、マッチングの手續期間および縁組成立後の予後調査期間のO.A.A.と養親志願者の権利・義務を明確に示される。また機関が養親志願者に請求できる費用明細および契約解約の方法が明記されることになった。契約書に署名しない志願者は、原則としてマッチングは行なわないと定めている。

3) 国内養子縁組を許可されたO.A.A.による養親志願者に対する実務例

Adoption Thérèse Wanteでは、2008年の機関紹介によれば、志願者に対して次のことを行なうと述べている。

- ・養親の待機リストに新規受入れが可能かどうかを調べ、可能ならば、委託される子どものニーズに応えられる志願者の申し込みを審査する。
- ・ベルギーにおいて養子を迎える特別な準備を行なう。
- ・待機中の養親志願者を心理的に支援する。
- ・子どもを迎えたときの養親家族への寄り添い。
- ・手続きを法律面で支援する。
- ・養子縁組成立後にも、養親のあらゆる相談に応じる。

4) ハンディキャップのある子ども受入れる養親志願者への支援の事例

Emmanuele Adoptionでは、「共同体中央当局から委任されるハンディキャップのある子どもの養親を探す仕事は、養親志願者がそれらの子どもを受入れるまでのプロセスを支援することにある」述べている。機関は、養親志願者が熟慮し情報を得る過程で、志願者の希望に応じて、契約なしの無料の面接を行ない、ハンディキャップのある子どもの養子縁組の特殊性に関する情報を提供する。また、そのような子どもと生活している家族との交流を企画し、交流によって子どもに適合する養親志願者と開かれた家庭を機関は見出そうとしている。

養親家庭への委託後は、法律的枠を超えて長期的に縁組後の支援を行なう。その他に、養親の住所地の近隣に数組の養親家族の自助グループを組織して、互いに経験を分かち合う活動を委託機関から独立して行なうことを支援している。それらの家族の長い歩みを通して、機関はハンディキャップのある子どもの養子縁組に関する知識を豊かにし、養親志願者の準備研修と情報提供に役立てているという。

5) 国際間養子縁組を希望する養親志願者への支援の事例

国際間養子縁組に介入するO.A.A.の一つ、LARISAは養親志願者への支援内容を次

のように述べている。

- ・養子縁組に関する一般的な情報の提供
- ・志願者の潜在的能力を知るために研修し、理解を深め、志願者自らが自己の可能性を知ることができるようにする
- ・志願者の養子縁組計画の作成に寄り添う
- ・志願者と共に行政的手続を行なう
- ・志願者に委託される子どもの出会いを現実的および心理的に準備すること。
- ・子どもと養親家族の予後調査を行なう。養親となる課程では、社会—行政的面だけでなく心理的面に寄り添う。
- ・親であることを支援することは、子どもを迎える前から始めることが重要で、優れた援助は書類ファイルの作成、すなわち情報収集のときから始めることであるが、それが最も難しい。
- ・養親志願者が感動と理性ある姿勢で養子縁組に取り組めるように、希望を聴き、情報を最大限与えることに時間をかける。
- ・出身国で行なわれる養子縁組手続のために渡航する養親のために旅の準備をする。それには、初めて出会う子どもとの生活を始めるために、また、将来の親の《役割 *métier*》を果たせるように準備する。
- ・待機中の養親志願者が他の志願者と交流することで、独りではないことを知る。
- ・帰国後、機関の心理—社会チームが何度も家族に会って適応期間を支援する。
- ・養子縁組手続き完了後も任意の相談に応じ、問題に寄り添う。
- ・毎年、「家族の日」も企画し、くつろいだ雰囲気とお祭り気分養親家族が再会し、交流を深められるようにする。

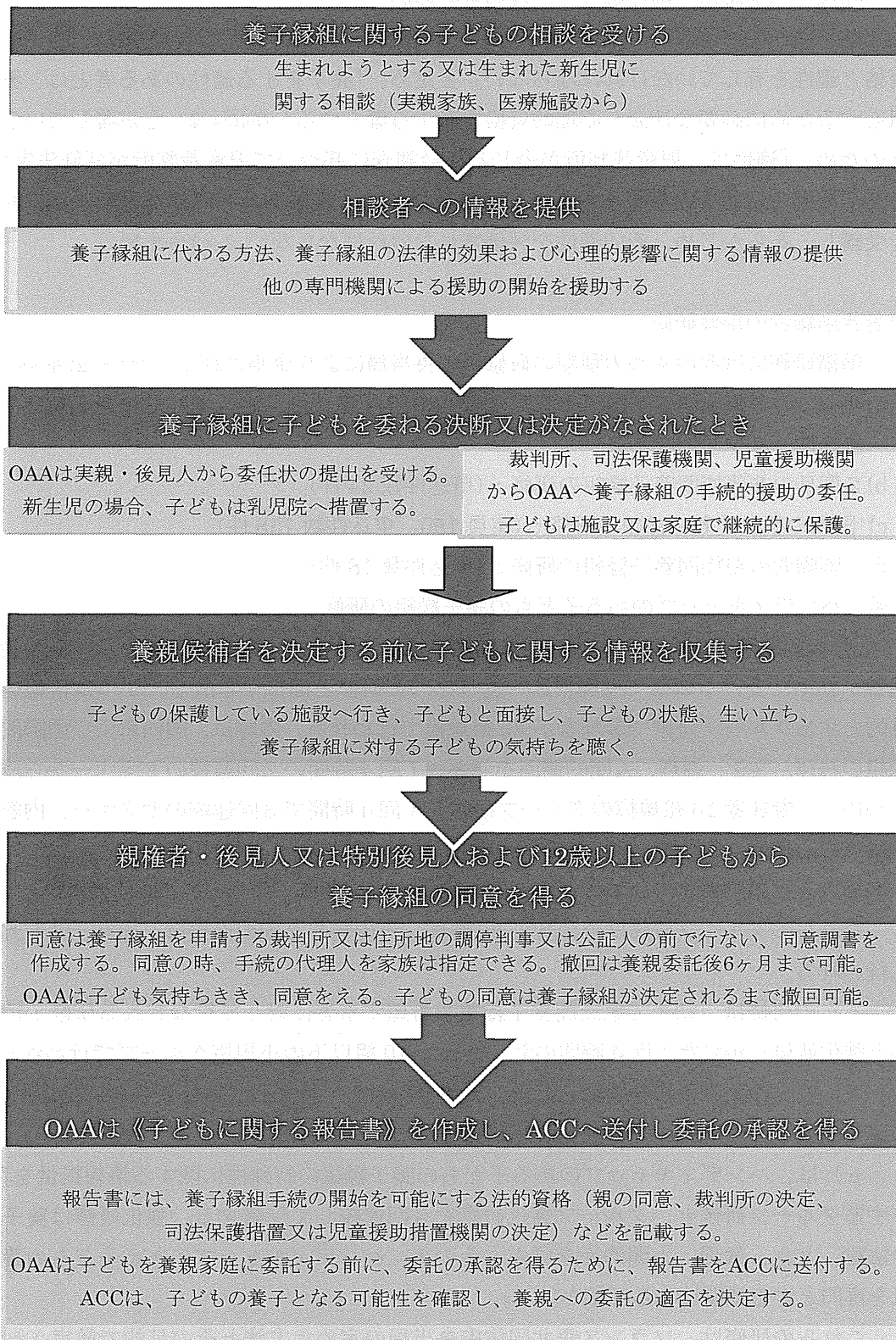
5. 国内養子縁組の成立までの手続

1) 養子縁組前提の子の保護と養子縁組の同意

これらのことは、実親への支援の節ですでに述べてきたことであるが、実親からの相談には、妊娠中から受ける相談と出産後の相談がある。

ベルギーでは、児童社会援助機関が養子縁組の実務に直接携っていないことから、施設や家庭に保護された子どもの養子縁組は、児童養護を決定する地域の措置機関から O.A.A. が委任されるという形で行なわれている。その他、ハンディキャップのある子どもの養子縁組は、他機関の志願者とマッチングすることも、中央当局の許可を得て実行することや中央当局が調整して他機関の登録者にその子どもを受入れる養親がいるとき、そのマッチングを他機関に委任する場合がある。

これらの子どもの相談又は委任を受けて O.A.A. が行なう子どもに関する実務を整理すると、以下のような流れとなる。



2) 養親の準備研修、適性調査、養親適格者の認定

ベルギー民法は、「子どもを養子としたいと望む単身者又は二人の養親は、養子をする資格と適性を有していなければならない」と定め、「養子をする適性のある者とは、養子縁組をするために必要な社会—心理的資格を有する者とする」(346-1条)と定義している。そのため、「適性は、児童裁判所が命じる社会調査に基づいて児童裁判所が評価決定する。子どもの養子縁組を希望する単身者又はカップルは、権限ある共同体が企画する準備研修を受講し、あらかじめ、その適性を評価されなければならない。」(346-2条)

○養親志願者の準備研修

準備研修には次の4つの種類の研修が中央当局により企画される。(アレテ 21条~25条)

- a) 初めての非親族間養子縁組の基礎研修 (2013年度には、定員 450 件に対し申込件数が 369 件、減少傾向である)
- b) 2度目の非親族間養子縁組の研修 : (申込件数 24 件)
- c) 国内の親族間養子縁組の研修 : (定員 150、申込件数 158 件)
- d) 国際間の親族間養子縁組の研修 : (申込件数 18 件)
- e) ハンディキャップのある子どもの養子縁組の研修

a) の基礎研修は、国内および国際間養子縁組を希望する単身者又はカップルの養親希望者が初めて受ける研修で受講形態の違う2つの研修と面接から成る。1つは情報提供を目的とするグループ研修で参加者が20組規模で行われる。内容は、国内および国際間養子縁組の法律、文化、倫理、人間的側面を学ぶ。1回4時間の2回連続のセミナーから成る。2つめは、参加者10組規模のグループ研修、1回4時間で3回連続のセミナー、内容は養子縁組の心理的、家族的、関係性的な影響について学ぶ。

3つめは、申請にもとづいて行なう2回の個別面接、研修を担当した講師の面接

これらのグループ研修は合わせて20時間、その後の2回の面接は、通常、4ヶ月以内に行われる。

c) の研修は、初めて家族間養子縁組を希望する者に対して行なわれる研修：情報提供と強化研修をかねた1回4時間のセミナーで10組以下の小規模グループで行われる。

d) は a) の基礎研修を受講した後、希望者に対して行なわれる任意の研修で、A.C.C. による面接と2回のグループ強化研修が補足的に行なわれる。

e) は、ハンディキャップのある子どもの養子縁組の特殊性に関する情報提供を目的とするグループ研修と、グループ強化研修を3回連続して受講する。強化研修は養子縁組の法律、文化、倫理、人間的面を学ぶ。その後、ハンディキャップのある子どもの養子縁組を専門とする機関による面接が続く。

これらの研修は、フランス語共同体中央当局の定めた方法とその目的で認定されたアニメーターが部分的に講師として行なっている。研修は有料である。

準備研修終了後に終了証明書が、18ヶ月の有効期限で交付され、交付された者は、

有効期限内に養子縁組計画を立てて、希望する O.A.A.へ援助を申請する。国際養子縁組を希望する者は、準備研修後、児童裁判所に適性認定を申請し、適性を認められない者は、O.A.A.の援助を申請することも、外国機関へ養子縁組を申請することもできない。

○適性の評価、そのための社会調査 (enquête sociale)

養親家庭の養子をする適性認定のために行なわれる社会調査は、国際養子縁組を希望する場合には、準備研修を受講後、養親志願者が児童裁判所へ適性認定の申請をする。国内養子縁組を希望する場合は、準備研修受講後、O.A.A.の援助を申請し、受理された後、裁判所の命令で社会調査が A.C.C. によって行なわれる。

社会調査は、最低2回の A.C.C.の面接、うち1回は養親志願者の家庭で行なわれる。次いで A.C.C.が指名した O.A.A.の心理士又は心理助手による面接が3回行なわれる。そのコンサルテーション報告が O.A.A.から A.C.C.へ提出される。補足的調査を必要とするときは、A.C.C. のソーシャルワーカーが面接する。養親志願者には犯罪歴証明書および健康診断書の提出が求められる。これらを総合して社会調査報告書は共同体政府のモデルにしたがって作成される。(アレテ 31条) そして養親の認定書が申請者に交付される。

そのモデルによれば、調査項目には以下が含まれる¹³：

養父母とその同居家族に関する確認されたデータ（国籍、母国語、取得資格、価値観、職業等を含む）、家族の既往歴、養子縁組計画に関する調査（最初の計画、道筋、養子縁組観、教育観、養子縁組計画に対する周辺家族の反応）、社会経済状態（収入と資産、社会的関係性）、心理士のコンサルテーション（養親となることの計画性、心理・情緒的な潜在能力：共感性、期待に対して距離を置く能力、フラストレーションを受容する能力、ストレスと対立を管理する能力、援助を要請できる資質、精神的柔軟性、適応能力、ありのままの子どもを受入れる能力、心理-情緒的な包容力、実親に対するイメージ、親として自己を客観的に捉える力）の評価がある。

○養親選定の仕組み (デクレ 31 条§2)

- ・養親の選定は、それぞれの子どもの特徴とニーズに最も合った養親志願者を選ぶために O.A.A.と援助契約を結んだ養親志願者の中から通常選定される。
- ・O.A.A.は、選ばれた養親に養子となる子どもを提案する前に、A.C.C.へ申請し、その合意をえる。A.C.C. は、O.A.A.から送付される「子どもに関する報告書」をもとに法律的基準、心理的-医学的-社会的観点からその子どもの養子となる可能性を確認する。
- ・O.A.A.は、その養子縁組計画に合意が得られるとき、手続を進める。
- ・O.A.A.は、提案した子どもが契約した志願者が誰もその子どもを受入れないとき、受入れ可能な志願者を捜す目的で、他の O.A.A.に接触し、登録された養親志願者の中からその子どもの受け入れに同意する者とマッチングを行なうことができる。その場合、

¹³ Arrêté du gouvernement de la Communauté française du 8 mai 2014 relatif a l'adoption Annexe 7

O.A.A.は、従前のO.A.A.の援助契約を取り消して子どもの提案をするO.A.A.と契約を結んで、提案された子どもとのマッチングをすることができる。契約を取り消した志願者の契約取消し証明はA.C.C.へ送付する。

・ある国の子どもの養子縁組を希望してO.A.A.と契約を結んだ養親志願者が、同じO.A.A.が扱う別の国の子どもとマッチングする場合、あるいは、他のO.A.A.から別の国の子どもの紹介を受けてマッチングすることも可能である。志願者は、その場合も従前のO.A.A.の契約を取り消して、新たな契約を結び、そのことを文書でA.C.C.へ伝えるものとしている。このように、養子縁組の可能な子どもを機関を越えてマッチングできる仕組みを定めて、養子縁組の可能性を広げている。

なお、以上の国内養子縁組の手続の行程を、資料2のAは示している。

6. 国際間養子縁組の成立までの手続き

1) ハーグ条約批准国の場合

外国から来る子どもの国際間養子縁組の手続の流れは、資料2のBが示している。国際間養子縁組では、養親志願者は準備研修終了後、養子縁組の適性調査を受け、適性が確認されて、初めてO.A.A.に援助を申し込むことができる。

マッチングの行程では、非親族間と親族間の養子縁組手続の違いが示されている。非親族間養子縁組では、O.A.A.の多職種専門家チームによる家庭調査が行なわれ、その養子縁組計画の妥当性が確認される時、志願者の申請書類がA.C.C.から外国機関へ送付される。

親族間養子縁組では、養子となる子どもは特定されていても、ベルギー国内にいる受入家族の家庭をA.C.C.が調査し、養親家庭として受け入れが可能と判断されるとき、養親志願者の一括書類を子の出身国に送付し、通常、出身国で、養子縁組の審判が行なわれる。ただし、一部の国では、受入国に子どもが移動してから、その国の裁判所で養子縁組の審判を受ける方法も認められている。フィリピン、タイ、モロッコ等がその例として挙げられている。

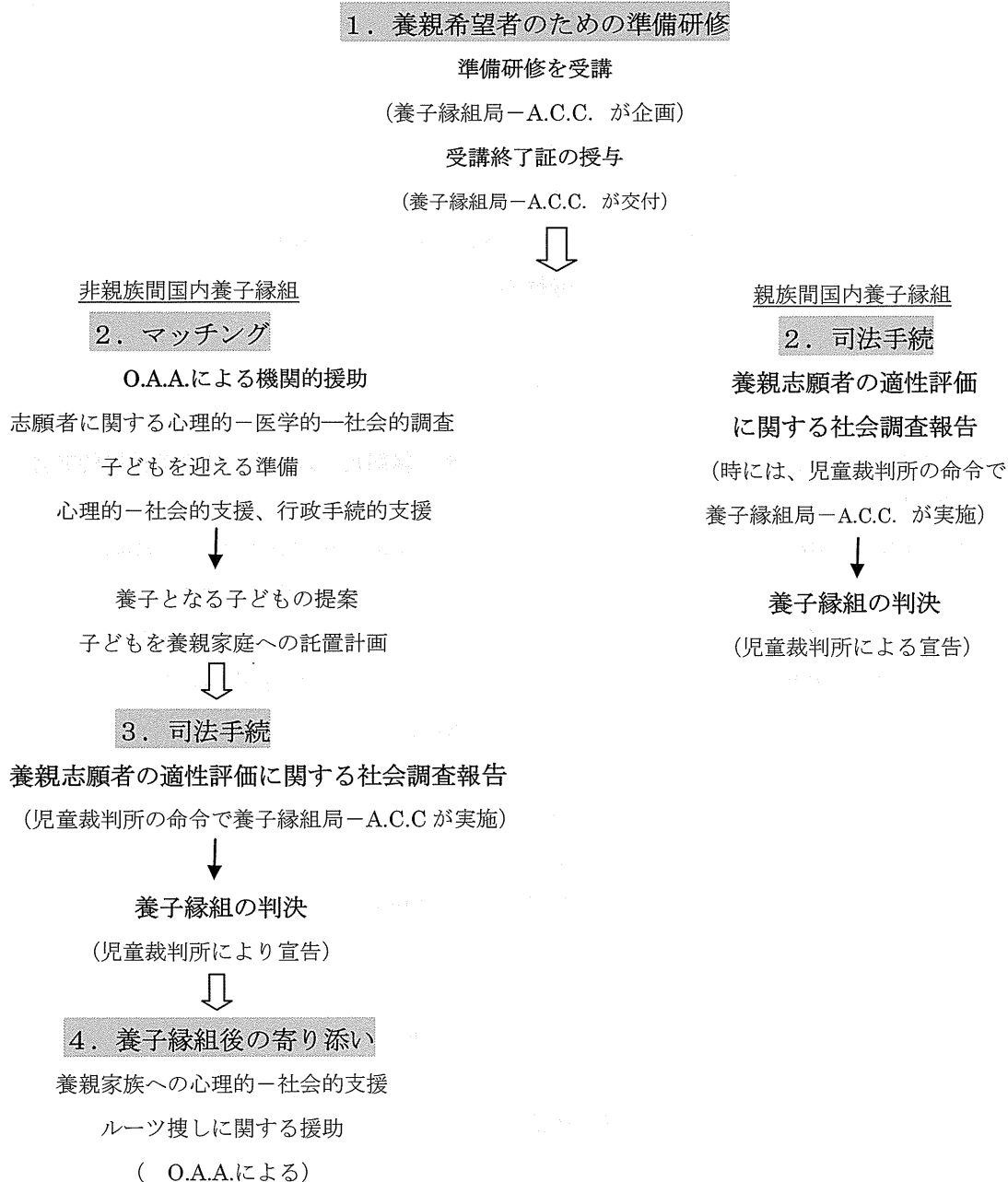
なお、国際的移動を伴う外国から来る子どもの非親族間養子縁組の手続に関しては、民法361-1条～361-4条に、その要件、適性認定、子どもの移動に関する要件、必要書類の作成に関する規定が定められている。

ベルギーから外国の養親家庭へ行く子どもの手続と要件、介入する機関の規定は、362-1条～362-4条に示されている。その他、ベルギーが行なう養子縁組に関係する子どもの保護は、363-1条～363-6条に、外国で決定された養子縁組の承認は364-1条～365-5条、登録と身分登録等は367-1条～368-5条にそれぞれ定めている。(資料2:改正民法部分訳)

資料1 養子縁組手続きの流れ

A. 国内養子縁組の行程¹⁴

(親族間養子縁組を含む)



¹⁴ Rapport d'activité de ACC de la Communauté française en 2013, Annex 1 の仮訳

B. 国際間養子縁組の行程

(親族間養子縁組も含む)

1. 養親希望者のための準備研修

準備研修を受講

(養子縁組局-A.C.C.が企画)

受講終了証の授与

(養子縁組局-A.C.C. が交付)



2. 適性の調査

社会調査に関する報告

(児童裁判所の命令で養子縁組局-A.C.C. が実施)

適性の判決

(児童裁判所による宣告)



3. マッチングの行程

O.A.A.による機関的支援

(非親族間養子縁組)

志願者に関する心理的-医学的-社会的調査

子どもを迎える準備

心理的-社会的支援、行政手続の支援

子どもの出身国への滞在計画

養子縁組局-A.C.C. による機関的支援

(親族間養子縁組)

申請の受理可能性に関する事前調査

機関的援助の決定

養親志願者の一括書類を

子どもの出身国の権限ある当局へ送付

出身国からの子どもの提案

(O.A.A.又は養子縁組局-A.C.C. 経由)

養子縁組の決定¹⁵

(出身国の権限ある当局による)

ベルギー法による養子縁組の承認¹⁶

(連邦中央当局が確定)

ベルギーの養親家庭への子どもの到着

子どもを迎える準備・心理的-社会的-行政的支援



4. 養子縁組後の寄り添い

出身国の権限ある当局へ予後調査の定期報告の送付

養親家族への心理的-社会的支援

ルーツ捜しに関する援助

¹⁵ 一部の国(フィリピン、タイ、モロッコ等)では、特別な方法の手続で進められる。

¹⁶ 同上

2) 国際養子縁組の手続：ハーグ条約の非批准国の場合

フランス語共同体の2013年改正デクレでは、国際協力を許可されていない国の子どもの養子縁組手続を A.C.C. が援助する方法を明らかにした。(デクレ39条)

O.A.A.に頼らず、個人的に外国機関と接触して縁組手続をする養親志願者は、準備研修終了後、適性調査を受けて、児童裁判所による適性の審判を受けてから、O.A.A.に援助を申請するけれども、その申し込みを受理されないことがよくあるため、やむを得ず、個人的に養子縁組するために自らが情報を得て外国機関に養子縁組を申し込むと言われている。しかし、最近では、ハーグ条約の批准国が増加し、しかも、批准国は個人的養子縁組を認めない国が多くなっていることから、個人的に行なう養子縁組は危険を伴いながらも非批准国へと向かう傾向がある。その状態を改善するためにA.C.C.による援助が行なわれるようになった。

では、どのような形でA.C.C.による援助が行なわれるのだろうか。

39条では、個人的方法で外国の子どもの縁組計画を進める場合、志願者はA.C.C.に届け出て面接を受ける。

面接のときに、志願者はその養子縁組計画に関する質問票をA.C.C.から渡されて回答が求められる。そのほか、関係する国の法律、志願者の養子縁組計画およびその国で接触した機関と個人の所在を明記した文書の提出を求められる(デクレ40条1項)

質問票には、①志願者とその家族の情報 ②関係する子どもとその家族の情報 ③その個人史 ④現在の生活環境に関する情報 ⑤志願者と子どもの接触に関する情報などに回答を記入するようになっている。

他方、A.C.C.は子どもの出身国の権限ある当局の援助を得て、養親志願者が接触した機関又は個人に関する情報を得る。それには、①子どもの最善の利益と基本的権利の尊重 ②国連の子どもの権利条約21条の定める代替性の原則の遵守 ③出身国のニーズ ④権利条約21条のdが定める不正な物質的利益の有無 ⑤出身国とベルギーの法制度と両立するかどうかの観点から、その縁組計画に問題がなかったかどうかを確認し、問題がなければ、志願者の縁組計画の継続が認められ、養親志願者へのその後の援助は、A.C.C.が指定したO.A.A.に委任され、そのO.A.A.によって行なわれるものとしている(デクレ40条2項)。

私的な養子縁組に対するA.C.C.とO.A.A.の援助費は、養親志願者が負担し、A.C.C.に支払うことが定められている。

7. 養子縁組後の養親と養子への支援

フランス語共同体政デクレ48条は、養子縁組後の予後調査および寄り添いをO.A.A.又はA.C.C.の任務として、以下のように規定している。

1) O.A.A.による予後調査

- ①子どもが養親家族に迎えてから15日以内に面会する。

②子どもが養親家族に迎えられてから 3 ヶ月内に養親家庭を訪問し、最初の予後調査報告を作成、その写しを A.C.C. へ送付する。

③子どもが迎えられた年度内に、少なくとも 2 回、面接を養親家庭又は O.A.A. の施設で行なう。その後、養子縁組手続が完了するまで年 1 度面会する。

④出身国の権限ある当局の要請に応じて養子縁組後の予後調査を定期的実施する。

2) O.A.A.による養親家族への寄り添い

①養親と養子の求めに応じて、親子づくりとその強化を目的として寄り添う。問題のあるときには、問題に寄り添う。必要があれば、縁組後の相談を専門的に行なう他の専門家又は機関の援助と指導を求める。

② O.A.A.は自己の出自や個人史を知りたいと願う養子の相談も受ける。

③心理的治療の継続は、①と②が対象とする面接後、その必要性が認められるとき、実施する。その費用は養親又は養子に請求することができる。

3) 国境を越えて行なわれる親族間養子縁組の予後調査

親族間養子縁組の予後調査は、A.C.C. 又は A.C.C.から援助を委任された O.A.A.が、出身国の要請に応じて実施する(デクレ 48-1 条)。ハーグ条約の締約国間では、予後調査は行なわれるが、非締約国から来る親族の子の寄り添いと予後調査は義務づけられていない。

4) その他の機関による寄り添い

共同体政府は、養子縁組後の寄り添いを事業とする民間法人の設置を助成し、O.A.A.以外の機関による寄り添いを奨励している。(デクレ 48-2 条)、

8. 子どもの出自を知る権利

1) 養子縁組記録の管理と保存

民法では、「養子の出自に関する情報、なかでもその母と父の身元に関する情報、ならびに養子とその家族の健康状態と病歴をたどれる必要なデータの保存に留意する。これらは、第一に養子縁組の実現を目的とし、第二に、養子から希望があるとき、出自を知ることが可能にするために保存する」と定めている(368-6 条)。そのため、これらの情報を上記の目的以外に使用することを禁じている。(368-7 条)

デクレ 49 条は、「養子となった子どもの出自の記録、なかでも、母および父の身元に関する情報と養子とその家族の病歴に関する情報を保持し、保存する」と規定している。これらの個人情報と養子又はその代理人が民法 368-6 条と 368-7 条およびベルギーが許可する方法で閲覧できる。

アレテ Annexe13 では、A.C.C.および O.A.A.が保管する 49 条が対象とする情報モデルを次のように指示している。

①子どもと個人史に関する情報：

養子縁組前に使われていた名前、誕生日と時間、出生場所、出生登録の日、生活環境